

立川市運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市運動場条例の一部を改正する条例

立川市運動場条例（平成13年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前	
<p>(休場日)</p> <p>第5条 運動場の休場日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休場日定めることができる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p><u>(開場期間等)</u></p> <p>第6条 運動場の開場期間及び開場時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。</p>			<p>(休場日)</p> <p>第5条 運動場の休場日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が<u>特に</u>必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p><u>(開場時間)</u></p> <p>第6条 運動場の開場時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が<u>特に</u>必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。</p>	
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）	
名称	開場期間	開場時間	名称	開場時間
立川市多摩川緑地野球場	1月4日から3月31日まで及び	午前10時から午後4時まで	立川市立川公園野球場、立川市泉町野球場及び立川市見影橋公園野球場	午前9時から午後9時まで。ただし、午後5時以後の開場は、4月1日から10月31日まで
立川市立川公園新堤防運動広場	11月1日から12月28日まで			
立川市泉町ゲートボール場				
立川市砂川中央地区東野球場				
立川市砂川中央地区庭球場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで	立川市錦町庭球場、立川市錦町フットサル場及び立川市泉町庭球場	午前9時から午後9時まで。ただし、午後5時以後の開場は、3月1日から11月30日まで
立川市砂川中央地区ゲートボール場				
立川市砂川中央地区多目的運動広場				

<u>場</u> <u>立川市砂川中央地区東ゲートボール場</u> <u>立川市砂川中央地区北多目的運動広場</u> <u>立川市砂川中央地区北野球場</u> <u>立川市中里野球場</u> <u>立川市中里多目的運動広場</u> <u>立川市西砂庭球場</u>			<u>その他の運動場</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>
<u>立川市錦町庭球場</u> <u>立川市錦町フットサル場</u> <u>立川市泉町庭球場</u>	<u>1月4日から12月28日まで</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>		
<u>立川市立川公園野球場</u>	<u>3月1日から同月31日まで及び11月1日から12月28日まで</u>	<u>午前10時から午後4時まで</u>		
	<u>4月1日から10月31日まで</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>		
<u>立川市立川公園陸上競技場</u> <u>立川市見影橋公園陸上競技場</u>	<u>1月4日から12月28日まで</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>		
<u>立川市泉町野球場</u> <u>立川市見影橋公園野球場</u>	<u>1月4日から2月末日まで及び</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>		

	<u>11月1日から12月28日まで</u>	
	<u>3月1日から10月31日まで</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>
<u>立川市一番町少年野球場</u>	<u>4月1日から10月31日まで</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>
	<u>11月1日から同月30日まで</u>	<u>午前10時から午後4時まで</u>
<u>自治大学校庭球場</u>	<u>1月4日から12月28日までの間の毎週土曜日</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>
<u>自治大学校多目的運動広場</u>	<u>3月1日から12月28日までの間の毎週日曜日</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>

別表第3（第7条関係）

施設区分	使用区分		使用料
……略……	……略……		……略……
立川市立川公園陸上	貸切使用	午前	……略……

別表第3（第7条関係）

施設区分	使用区分		使用料
……略……	……略……		……略……
立川市立川公園陸上	貸切使用	午前	……略……

競技場		午後	……略……
		全日	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……

備考

(1)～(4)の2 ……略……

(5) 削除

(6)～(10) ……略……

(11) 削除

競技場		午後	……略……	
		全日	……略……	
	個人使用	2時間	市内	中学校生徒以下 50円
				その他 100円
			市外	中学校生徒以下 100円
				その他 200円
……略……	……略……	……略……	……略……	

備考

(1)～(4)の2 ……略……

(5) 使用時間の延長は、立川市立川公園陸上競技場を個人使用する場
合において、管理上支障がないと認めたとときに限り承認し、使用料
は、1時間につき使用の承認をした使用区分に係る使用料の100分の
50を加算する。

(6)～(10) ……略……

(11) 別表第2に規定する開場時間外に使用を認める場合における使
用料は、別表第3に規定する使用区分に応じ、同表に定める使用料
の100分の50を基準とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

